

RIN IP Partners

NEWSLETTER



国内判決紹介

1. 3件の商標「産地+Tiger」の識別力について異なる判断がなされた事例
2. 商標の類否などが争われた事例

国内審決紹介

構成音の共通する称呼を生じながら、漠然と連想させる意味合いにおいて差違があるとして非類似であると判断された事例

外国情報

カナダ ケベック州フランス語憲章規則改正

■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners

URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: rinip@rin.or.jp

住所: 〒103-0027

東京都中央区日本橋一丁目16番3号

日本橋木村ビル7階

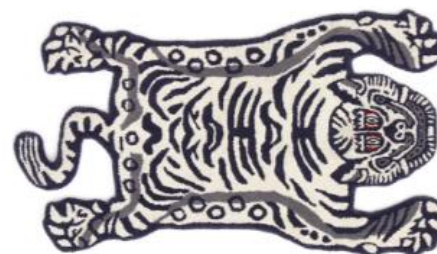
国内判決紹介

1. 3件の商標「産地+Tiger」の識別力について異なる判断がなされた事例

- (1) 判決言渡日：令和6年4月17日 事件番号：令和5年（行ケ）第10114号（知的財産高等裁判所第2部）
- (2) 判決言渡日：令和6年4月11日 事件番号：令和5年（行ケ）第10115号（知的財産高等裁判所第3部）
- (3) 判決言渡日：令和6年2月28日 事件番号：令和5年（行ケ）第10116号（知的財産高等裁判所第4部）

事案概要

チベット民族やネパールに在住しているチベット難民によって手織りされている「チベットじゅうたん」の中でもトラをモチーフとするもの（例えば右記）は、位の高い僧侶のために作られていたことから由緒あるものと言われている。このような商品に使用される以下の商標は識別力を有するか否かが争われた。



- (1)「Tibetan Tiger」 (2)「Nepal Tiger」 (3)「Tibet Tiger」

判決抜粋

(1)「Tibetan Tiger」

「Tibetan Tiger」の文字からなる本願商標は、その指定商品中の本件ラグとの関係においては、トラの図柄を模し、トラを上から見たときの平面形状をかたどったチベットじゅうたん又はこれをモチーフにした敷物という商品の品質等の特徴を表示する標章のみからなる商標であると認めるのが相当。

(2)「Nepal Tiger」

「Nepal Tiger」の語句は、通常は組み合わせられることのない「Nepal」の語と「Tiger」の語とが組み合わせられ、まとまりよく一体的に表されたものであるといえることからすれば、これを一体として組み合わせられた一種の造語とみるのが相当である。

(3)「Tibet Tiger」

トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模した「チベットじゅうたん」は、生産地及び販売地の地域を表す語（チベタン〔Tibetan〕、チベット〔Tibet〕）と、トラを意味する「Tiger」とを組み合わせ「Tibetan Tiger(Rug)」、「チベタンタイガー（ラグ）」又は「チベットタイガー（カーペット）」などと称されて多数販売されていることも認められる。

このような取引の実情を踏まえると、「Tibet Tiger」の文字よりなる本願商標をその指定商品中、トラの図柄又はトラの形状のチベットじゅうたん、チベット製ラグ等に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、単に商品の産地又は販売地であるチベット、あるいはトラの図柄又は形状といった品質を表示したものと理解するにとどまるというべき。

寸評

(1)「Tibetan Tiger」(2)「Nepal Tiger」(3)「Tibet Tiger」の中で(2)「Nepal Tiger」だけが識別力を有すると判断されました。私は(3)「Tibet Tiger」の使用例は極めて少ないので、(2)「Nepal Tiger」と同様に識別力を有すると判断されてもよかつたのではないかと思います。所内では、識別力の判断において実際の使用例の有無は決め手にはならないし、ネパールもチベットと同様にじゅうたんの産地として広く知られているならば、審決と同様に(1)～(3)の全てについて識別力を有しないと判断された方がすっきりするように思われるとの意見がありました。



(担当：和田)

2. 商標の類否などが争われた事例

判決言渡日：令和6年5月16日 事件番号：令和5年（行ケ）第10122号

事案概要

本件商標「雨降」と引用商標「AFURI」は類似しないと判断した無効審判の審決取消訴訟です。

| | 本件商標 | 引用商標 |
|------|--|--|
| 登録番号 | 6409633 | 6245408 |
| 商標 |  |  |
| 区分 | 第33類 | 第33類 |
| 指定商品 | 清酒，日本酒，焼酎，合成清酒，白酒，直し，みりん，洋酒，果実酒，酎ハイ，中国酒，薬味酒 | 清酒，焼酎，合成清酒，白酒，直し，みりん，洋酒，果実酒，酎ハイ，中国酒，薬味酒 |

判決概要

裁判所は、本件商標と引用商標は、外観においては、両者は、文字の種類が漢字と欧文字とで異なり、本件商標が筆文字風であることや右上方から左斜め下へ書してなるのに対し、引用商標は左から右に横書きしたものであって、外観は明らかに異なっている。また、称呼においては、本件商標が「アメフリ」、「ウコー」の称呼を生じるのに対し、引用商標はそれらの称呼は生じず、「アフリ」の称呼が生じるものであるとしました。

また裁判所は、「雨降山」を「アメフリヤマ」と称呼する機会が多いものの、「アフリヤマ」と称呼する機会があることも踏まえると、本件商標と引用商標の称呼が同じ（アフリ）とみる余地もあるが、本件商標と引用商標は、外観において相違し、観念においても相違するものであって、称呼において共通となる余地があるとしても、外観及び観念の相違は称呼の共通性による印象を凌駕するとして、両商標を非類似の商標と判断しました。

原告は、被告の商品のラベル前面部分において、「AFURI」の欧文字が「雨降」の文字に近接して配置されており、取引者及び需要者によって「アフリ」と称呼され、現に取引されているという具体的な取引の実情を主張しましたが、裁判所は、『商標の類否判断に当たり考慮すべき取引の実情は、その指定商品全般についての一般的、恒常的なそれを指すものであって、単に当該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではなく（最高裁昭和47年（行ツ）第33号同49年4月25日第

一小法廷判決参照)、当該指定商品についてのより一般的、恒常的な実情としては、例えば、取引方法、流通経路、需要者層、商標の使用状況等を総合した取引の実情をいうものと理解されるべきである』と説示し、本件商標が現に指定商品に使用されて「アプリ」と呼称されている取引の実情は、現時点において被告が商標を実際に使用している具体的な商品についての取引の実情にすぎないから、本件商標と引用商標の類否の判断に当たり考慮すべき一般的、恒常的な取引の実情とはいえないとして、原告の主張を退けました。

寸評

商標の類否判断において考慮できる取引の実情の範囲について、本判決は、保土谷化学事件を引用し、指定商品全般についての一般的、恒常的な実情であると判断し、本件商標の具体的な使用態様（AFURIの文字が使用されている）については考慮しませんでした。審決取消訴訟における商標の類否の判断において考慮される取引の実情は、一般的、恒常的な実情であり、浮動的、特殊的、限定的な取引の実情については考慮しないとする見解が有力ですが、近似の裁判例においては、実際の使用態様を考慮している例が散見されるため（例：平成23年（行ケ）第10135号 商標「スーパー\みらべる」事件）、個別具体的な取引の実情をどこまで考慮すべきか否かは実務上判断が難しい部分です。

本事案は、侵害訴訟も提起されているようですが、侵害訴訟においては、実際に使用している「雨降」に「AFURI」の英文字が付記されている態様が商標の類否における争点になるため、本件とは事案が異なります。

また侵害訴訟については、SNSなどで話題となり、原告が投稿したSNSの投稿に対しては批判的な意見も多く寄せられました。「AFURI」が神奈川県伊勢原市の大山（別名：雨降山、阿夫利山〈あふりやま〉）に由来することから、地域名を一企業に独占させるべきではないという観点からの批判が多いようです。山岳名は、商品の産地を表すものであるため商標の登録適格性を欠きますが、「AFURI」は、山岳名ではなく、また別称である雨降山（あふりやま）とも異なりますので、登録適格性（識別力）を判断する場合は、その表記が地域名などとして一般的に広く使用されているかがポイントとなります。「AFURI」「雨降」から「大山」や「雨降山」を想起しないことが多いと思われるため、商標法の観点からみれば、「AFURI」や「雨降／AFURI」は山岳名などを表すものには当たらないと思われます。ただ、SNSの炎上は、法律的な観点より読者の感情や印象によるところが大きく、本事案はSNSへの投稿が企業の評判やブランドイメージの低下を招くことがあることを再認識させるものでSNSの難しさを実感します。

（担当：新井）


（次ページへ続きます）

国内審決紹介

構成音の共通する称呼を生じながら、漠然と連想させる意味合いにおいて差違があるととして非類似であると判断された事例

審決日：令和6年5月27日 日 事件番号：不服2023-16711

事案概要

| | 本件商標 | 引用商標 |
|---------|--|---|
| 出願/登録番号 | 商願2022-12411 | 6243113 |
| 商標 | ナナちゃん |  |
| 区分 | 第35類 | 第30類 |
| 指定商品役務 | 飲食料品（野菜・冷凍野菜及び果実を除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、等 | 茶、紅茶、ウーロン茶、アイスティー、等 |

審決概要

審決では、『本願商標と引用商標は、外観においては、図形の有無及び文字種の相違により、構成全体としては、印象が異なる。また、称呼においては、構成音を共通にするものの、一連の語として称呼される本願商標に対して、引用商標は「ナナ」と「チャ」と「ン」の間が区切って発音されることから、全体の語調、語感による印象は異なるものになる。さらに、観念においては、いずれも特定の観念を生じないから、比較できないものの、漠然と連想させる意味合いにおいて差違がある』として、両商標は、非類似の商標と判断しました。

寸評

審決では、観念においては、いずれも特定の観念を生じないとしつつ、漠然と連想させる意味合いにおいて差違があると判断しています。審決では、本願商標は「ナナという人の愛称」ほどの漠然とした意味合いを連想させると認定していますので、相違点として考慮しているのは、人の愛称といった印象を与えるか否かにあると考えられます。ただ、引用商標も女性の横顔が描かれていることから、人物の愛称を表したものと印象を受けられること、また称呼についても、引用商標は必ずしも区切って発音されるとは限らないと思われることから、審決の判断には疑問があります。所内では、審決理由には疑問があるが、商標全体の外観から受ける印象の相違から出所の混同は生じないと思われるため、結論は妥当であるという意見がありました。

（担当：新井）

外国情報

カナダ ケベック州フランス語憲章規則改正

2024年6月26日、カナダ・ケベック州政府は「商業及び事業の言語に関する規則改正」の最終版を公表しました。一部の条項を除き、2025年6月1日に施行予定です。ケベック州では、公用語をフランス語のみとする「フランス語憲章」が定められており、製品やそのパッケージ、付属する文書にフランス語以外を表示しようとする場合は、原則として同程度以上の大きさと明確にフランス語を併記する必要があります。

その例外が登録商標です。登録商標は（別途フランス語バージョンの商標について登録を受けていない限り）フランス語を併記する必要はありません。なお、一時期「出願中の商標」も例外となるのではないかとこのうわさが流れましたが最終的には例外に含まれませんでした。

しかし、登録商標であっても、商品名・会社名・原産地名称等以外の一般的な記述はフランス語の併記が必要です。登録商標はフランス語の併記義務を回避できるため、例えばパッケージ全体を商標として登録を受ければフランス語の併記をしなくて済むのではないかとも思われそうですが、そのような回避は認められません。まとめると以下の通りです。

| | |
|----------|--|
| 仏語の併記が必要 | 別途仏語バージョンの登録を受けている登録商標 仏語以外の言語による商品の一般的用語や記述（登録商標の一部でも） |
| 仏語の併記は不要 | 別途仏語バージョンの登録を受けていない登録商標 仏語以外の言語による商品名・会社名・原産地名称、等 |

右記は、ケベック州政府のウェブサイトに掲載されている事例（[こちら](#)）です。「BestSoap」は商品名であるのでフランス語の併記はありません。しかし、「Pear and lavender」や「Moisturizing hand soap」等の記述的な語・文章にはすべてフランス語が併記されています。



ただ、上記でいうフランス語の併記を免れる「商品名」とはどのレベルのものをいうのか明確でない部分があり、パッケージ上にハウスマークが表示されている場合に、それ以外の商標（「secondary mark」「tertiary mark」）もフランス語の併記義務を免れ得るのかどうかまだはっきりしていません。

そもそも、フランス語を併記することによってパッケージ全体を大きく変えなければならず、費用負担の観点からもブランドマネジメントの観点からも批判が大きいようです。

なお、看板やポスターなどは上記とはまた取り扱いが異なります（フランス語を二倍以上の大きさで表示する等、より厳しい条件が課されます）。詳細はお問合せ下さい。

（担当：和田）

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END